

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IP ネットワーク設備委員会  
通信品質検討アドホックグループ（第4回）  
議事概要

1 日時

平成24年7月13日（金）13時00分～14時00分

2 場所

総務省共用1001会議室（10階）

3 出席者（敬称略）

(1) 構成員

酒井 善則（主任）、相田 仁（主任代理）、浅見 徹、内田 真人、後藤 滋樹

(2) 説明者

佐藤 貞弘（ソフトバンク）

(3) 事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

安藤 電気通信事業部長、野崎 電気通信技術システム課長、  
中沢 番号企画室長、山路 安全・信頼性対策室長、根本 課長補佐、  
清水 課長補佐

4 議事

議事に先立ち、配付資料の確認が行われた。第3回議事概要（案）については、修正意見等があれば、週明けまでに事務局まで連絡することとされた。

(1) 論点整理等について

事務局より、資料通品4-2に基づき第3回会合を踏まえた追加説明依頼事項について説明があり、ソフトバンクより、資料通品4-3に基づき説明があった。主なやりとりは以下のとおり。

■迂回ルーティングについては着信側でも自動的に行われるということによいか。また、品質測定を行う際のパラメータを再度確認したい。

→着信側でも品質が低下するおそれがある場合は自動的に迂回が行われる。品質測定の主なパラメータは遅延、パケットロス及びジッタであり、RTCP-XRに規定されているものの中から0AB-J IP電話の品質基準に関係するものを抽出する予定である。

■利用者が提案方式の0AB-J IP電話に乗り換える場合、番号ポータビリティは可能なのか。

→0AB-J番号のポータビリティについては、NTT東西のPSTN番号から他事業者に乗り換える際には利用できるよう義務づけられている。一方、NTT東西以外の利用者がNTT東西を含む他事業者に乗り換える場合の番号ポータビリティは制度的に存在しないため、初めにNTT東西に指定されたPSTN番号を番号ポータビリティで使い続けている利用者がNTT東西に戻る場合を除き、番号ポータビリティはできない。

■携帯電話のようにIPアドレスと電話番号のデータベースを持って、輻輳した

ときにはその登録をやりなおそうということと思うが、多数の端末から一斉に登録が要求されることで、過負荷による障害が生じるおそれはないのか。

→ご指摘の点は非常に重要な問題と考えており、まずは試験から始めて少しずつ拡大する予定である。設備増強が間に合わなくてお客様にご迷惑をおかけすることがないように、絶えず確認をしながら進めて行く。

■突発的な輻輳が解消した場合には、どのように元の経路に戻るのか。

→NNI から品質の観測を行い、輻輳が解消されて、品質がよくなれば本来のルートである NNI に戻る。

→ただし、IP ではすぐに戻すという動作をすると頻繁に切替が起こるおそれがあるだろう。品質の観測間隔がすなわち切替間隔とすることが妥当かどうかは工夫の余地があるかもしれない。

続いて、事務局より、資料通品 4-4 に基づき、これまでの論点整理を踏まえた対応方針案について説明があった。主なやりとりは以下のとおり。

■対応案では特例措置を1年としているが、どこかに標準期間が定められているのか。

→期間については特に決まりはないが、過去の例に照らすと1年というのは比較的短めである。今回は先の見通しを立てることが難しいので細かく期間を区切って状況に応じて延長の是非を判断する。

■対応案中、特例措置の実施期間に関して、アンバンドルが実現してもそれが利用されなかった場合についても考慮しないのか。

→現時点ではどのような形のアンバンドルが適切かというのは書けないため、案のような書きぶりにしている。

→この場では提案手法がパーマネントな技術という認識はないので、アンバンドルが実現したときには、それがひどいものでない限りはいつまでもこの方法を用いることはあまりないのではないのか。そういう意味では、1年間なり定期的にチェックするポイントがあるのは歯止めになっており、問題は生じないのではないのか。

■提案手法は、基本的にはモバイルの技術である。OAB-J 番号を使用する以上、位置固定をしっかりとしないといけない。

→OAB-J IP 電話については技術基準上で緊急通報時の位置情報通知が求められているので、そこは当然担保する措置が必要となる。

→OAB-J 番号の指定要件でも、端末が別地域で使われないよう求められているはずである。

■今回の提案手法で他の事業者が特例措置の申請を行った場合も同様に認められるのか。

→同じ手法であれば、今回の実施条件に基づき、同じように処理をする。ただし、例えば、単に通信品質を測って見たら現在満足しているので、迂回ルーティングを用意しないなど、条件を満たさない場合は認められない。

■品質基準はエンド・エンドのものが規定されているが、提案手法の説明では TA 相互間であり厳密にはエンド・エンドではないのではないのか。

→本件に限らず、基準としてはエンド・エンドであっても実際に測定できる環境は限られるので、たとえば可能な区間で実際の測定を行い、エンド・エンドの値を算出する事例がある。

- 測定方法としてはそれが合理的だが、仮に同じような提案があったときに、ある TA では大丈夫だが別の TA では性能が低く基準を満足しないということも考えられる。標準的な測定法やガイドラインなどがある場合はよいが、今回のように特殊な端末が出てきたときに誰かが確認するようになっていることが必要である。
- 端末の性能が悪く、所要の機能が発揮されないのであれば、それは機能を持っていることにはならない。端末が機能を発揮できているかどうかは、検証において確認されるだろう。ご指摘のような特殊な端末が出てきた場合には、必要に応じて、有識者の先生方のご意見を伺いながら対応していく。

最後に事務局より、次回会合は 7 月 23 日（月）の午前中に開催することとし、詳細については改めて提示する旨及び情報通信審議会一部答申までのスケジュール案の連絡があった。

以上